

改正石綿障害予防規則に係る自主点検

- ・ 質問に対する選択肢は「回答票」をご確認ください。
- ・ FAXや郵送での回答の場合、「回答票」のみを返送（返信）してください。
- ・ 電子メールでの回答の場合、「回答票」を添付し、件名を「自主点検回答票送付」とし、メールの本文に整理番号、店社名、電話番号を記載してください。
- ・ 店社(建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織)単位でお答えください。

Q1：(1)建築物・(2)工作物[※]・(3)鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を請け負うことはありますか。

- ・ (1)～(3)をそれぞれご回答ください。(建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う予定がある場合も含みます)
- ・ 全て「無」の場合は、Q2以下の回答不要です。
- ・ (1)～(3)に「有」が1つでもある場合はQ2以下も回答してください。

※工作物とは、土地や建物に設置するもの(されていた)ものであり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応層、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。

Q2：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査を行う必要があります。

Q2-1：石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査を行っていますか。(複数回答可)

(1)～(3)に1つでも○がついた場合

Q2-2：調査結果を3年以上保存していますか(保存する予定ですか)。

Q3：令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事については、石綿の事前調査は一定の資格(建築物石綿含有建材調査者など)を持った者が行う必要があります。

Q3-1：建築物の石綿の事前調査を行う者に資格が必要となることを知っていましたか。

(1)(2)に○がついた場合

Q3-2：建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる(又は事業者自ら取得する)予定はありますか。

(1)～(3)に○がついた場合

Q3-3：取得済又は取得を予定する資格は何ですか。(複数回答可)

Q4：石綿の事前調査結果について、施工業者は(1)作業者が見やすい箇所に掲示、(2)記録の写しを現場に備え付け、(3)周辺住民への周知のための掲示を行う必要があります。

Q4：現場への備え付けや掲示を行っていますか。（複数回答可）

Q5：下記①～④のいずれかに該当する場合は、令和4年4月1日以降、石綿の有無にかかわらず、事前調査結果を全件労働基準監督署に元請事業者が報告する必要があります。

Q5：事前調査結果の労働基準監督署への報告義務について知っていましたか。
(複数回答可)

- ①解体部分ののべ床面積が80m²（80平方メートル）以上となる建築物の解体工事
 - ②請負金額100万円（税込）以上の建築物の改修工事
 - ③請負金額100万円（税込）以上の特定の工作物[※]の解体・改修工事
 - ④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体・改修工事
- （※特定の工作物については同封のリーフレット参照）

Q6：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修を行う部分に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した場合、(1)吹付材・保温材等の除去等[※]を行う際の負圧隔離、(2)建材等の湿潤化、(3)作業者の呼吸用保護具の着用、(4)石綿作業主任者の選任等の石綿障害予防規則に基づく措置を行う必要があります。

Q6：石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。

Q7：石綿が含まれる建築物・工作物・鋼製の船舶の解体又は改修を行う際には、(1)作業現場の掲示の状況、(2)作業の実施中の記録、(3)除去した石綿建材の梱包等について、写真や動画により作業の状況を記録し、3年間保存する必要があります。

Q7：当該規定について知っていますか。

点検事項は以上となります。ありがとうございます。
回答を「回答票」へ記入し、お送りください。

なお、改正石綿障害予防規則に係る詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご覧ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

